



規 則

鳥取縣規則第三號

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年一月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法施行細則  
第一條 あん摩、はり、きゆう、柔道整復術等營業法

(以下法という)第一條によつて免許を受けようとする者は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等施行規則(以下規則という)第一條の規定によるの外左の書類を添えなければならない。

一、術 名  
二、施術所名

昭和二十三年一月三十日 金 曜 日  
第千八百七十八號

本書ノカサハ國定規格A列5

三、暗眼、盲人の別

四、寫眞(願書提出前六ヶ月以内に撮影した名刺型半身無臺紙寫眞二葉)

第二條 規則第二條の規定による免許證は第一號様式による。

第三條 法第一條の規定によつて免許を受けた者は第三號様式の標札を門戸に掲げなければならない。

第四條 施術者は施術中つねに免許證を携帯しなければならない。

第五條 法第十條第二項の規定による身分を示す證票は第二號様式による。

第六條 法第九條の規定によつて業務を停止し又はその免許を取消されたものは五日以内に免許證を知事に返納しなければならない。

第七條 施術者がある業務を開始したとき又はその施術

00921

所の位置を變更したときの届け出は規則第七條の規定によるの外に左の書類を添えなければならない。

- 一、専用の施術室の面積
  - 二、待合室の面積
  - 三、施術室の外氣に開放し得る部分の面積
  - 四、採光、換氣裝置の概要
  - 五、施術に用いる器具、手指等の消毒設備の概要
  - 六、施術所の圖面
- 第八條 規則第十二條の規定による施術所に於ての届け出は前條の規定を準用する。

附 則

この規則は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。明治四十五年鳥取縣令第三十八號按摩術營業取締規則施行細則、明治四十五年鳥取縣令第三十七號鍼術、灸術營業取締規則施行細則、昭和十二年鳥取縣令第五號醫業類似行為取締規則はこれを廢止する。

第一號様式

あん摩師(はり師、きゆう師、柔道整復師) 免許證番號

本籍

寫眞

男(女) 氏 名

年月日生

右の者にあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法によりあん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師の免許を與える

年 月 日

鳥取縣知事 氏 名

第二號様式

表 面

裏 面

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法第十條の規定による臨檢検査票

職 氏 名

鳥 取 縣

00922

00921

00922

三號様式

あん摩師(はり師、きゆう師、柔道整復師)

住 所

氏 名

鳥取縣規則第四號

鳥取縣水産製品検査手数料規則を次のように定める。

昭和二十三年一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査手数料規則

第一條 鳥取縣水産製品検査規則による検査手数料を左の如く定める。

品 目	單 位	検査手数料
魚類乾製品	十貫に付	五圓二五錢
魚類乾製品	一貫に付	一圓三五錢
同 鹽藏品	同	(但し食料に供するもの) 五〇錢

塩辛製品	同	五五錢
澁海苔	十帖に付	一圓六五錢
和布製品	一貫に付	二圓九〇錢
いか製品	同	一圓七〇錢
煉製品	同	一圓三五錢
加工昆布	同	一圓六五錢
海 藻	同	一〇圓八〇錢
魚 油	一罐に付	一圓〇〇錢
水産動物質肥料	十貫に付	九二錢

手数料の計算上生じた錢位未滿の端數は四捨五入するものとする。

第二條 検査手数料は様式第一號鳥取縣水産製品検査手数料收入證紙(以下この規則において證紙という)を検査申請書に貼付し納付しなければならない。

第三條 既納の検査手数料はいかなる理由があつてもこれを還付しない。

第四條 毀損し汚損し又は消印を押捺し若くはその痕跡がある證紙はこれを使用することが出来ない。

00723

第五條 證紙の區分は左の七種とし鳥取縣水産業會にその賣捌をさせる。

- 壹錢 證紙 地色 橙
- 五錢 同 同 青
- 拾錢 同 同 赤
- 五拾錢 同 同 綠
- 壹圓 同 同 紫
- 五圓 同 同 茶褐
- 拾圓 同 同 桃

第六條 賣捌人は所要證紙を様式第二號の請求書により知事に請求し現金と引換にその交付を受けなければならぬ。

第七條 賣捌人に對する證紙賣捌手数料は證紙額面の百分の三とし證紙の交付都度これを交付する。

第八條 賣捌人は證紙額面金額で證紙の賣捌をしなければならぬ。

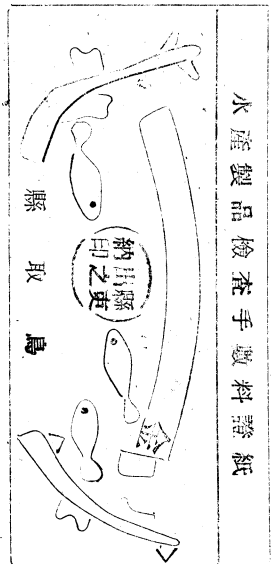
第九條 賣捌人は見易い場所に様式第三號の標札を掲げなければならぬ。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。昭和十六年六月鳥取縣條例第四號水産製品検査手数料條例はこれを廢止する。

様式第一號

横三、七種  
縦一、五種



様式第二號

水産製品検査手数料證紙交付請求書(半紙判)

一、證紙の種類及數量

種 類 數量 金額 備 考

00724

右水産製品検査手数料證紙の請求をいたします

年 月 日

申請者

鳥取縣知事 宛

様式第三號

標 札

鳥取縣水産製品検査手数料證紙賣捌所

訓 令

鳥取縣訓令甲第一號

警 察 部  
警 察 署

警察官の定員を別表の通り改め昭和二十三年一月三十一日からこれを施行する。

昭和二十三年一月三十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
警察官定員表

種別	階級別	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計
警察部	五	四	一八	二四	一五	六六	
岩井地區警察署	一	一	二	一三	一七		
東部地區同	一	一	三	四	二五	三四	
鳥取市同	一	一	三	一六	六七	八八	
八頭地區同	一	一	三	四	三七	四六	
若櫻町同	一	一	二	二	五	八	
實本地区同	一	一	二	一七	二一		
中部地區同	一	一	三	五	三五	四五	
倉吉町同	一	一	四	二七	三三		
八橋地區同	一	一	二	一八	二二		
西部地區同	一	一	三	七	五一	六三	
米子市同	一	一	三	一七	六五	八六	
境町同	一	一	三	一〇	一四		
溝口地區同	一	一	二	二二	二六		

00725

告示

鳥取縣告示第二十五號

警察區劃

名 稱 位 置

岩井地區警察署 岩美郡岩井町大字岩井

岩美郡の内 福部村 大岩村 本庄村 小田村 網代村 浦富町

東部地區同 鳥取市藪片原町

岩美郡の内 田後村 東村 岩井町 蒲生村 米里村 宇倍野村 成器村 大茅村 面影村

氣高郡の内 津ノ井村 倉田村 神戶村 大和村 東郷村 美穗村 大正村 千代水村

鳥取市 同

鳥取市

八頭地區同

八頭郡賀茂村大字郡家 但當分の間 八頭郡河原町大字河原

八頭郡 但若櫻町を除く

若櫻町 同

八頭郡若櫻町大字若櫻

八頭郡若櫻町

實木地區同

氣高郡實木村大字實木

氣高郡の内 末恒村 鹿野町 瑞穂村 實木村 酒津村 勝谷村

鳥取縣警察區劃を次の通り定め昭和二十三年一月三十一日より施行し、大正十五年六月二十日鳥取縣告示第百六十八號は本告示施行の日よりこれを廢止する。  
昭和二十三年一月三十日  
鳥取縣知事 尾 愛 治

00726

警察區劃

名 稱 位 置

中部地區同 東伯郡上井町大字上井 但當分の間倉吉町大字倉吉

東伯郡の内 逢坂村 小鷺洲村 正條村 日置村 日置谷村

倉吉町 同

東伯郡倉吉町大字倉吉

東伯郡倉吉町

八橋地區同

東伯郡八橋町大字八橋

東伯郡の中 大誠村 由良町 榮村 浦安町 下郷村 上郷村

西部地區同

米子市 同

米子市

米子市 同

米子市 同

米子市

境町 同

西伯郡境町

西伯郡境町

溝田地區同

日野郡溝田町大字溝田

日野郡の内 二部村 神奈川村 江尾町 米澤村 溝田町 日光村

黒坂地區同

同 黒坂町大字黒坂

日野郡の内 黒坂町 大宮村 阿良縁村 山上村 多里村

中部地區同

東伯郡上井町大字上井 但當分の間倉吉町大字倉吉

東伯郡の内 逢坂村 小鷺洲村 正條村 日置村 日置谷村 青谷町 勝部村 中郷村 社村 高城村 中北條村 上北條村 下北條村 灘手村 竹田村 三朝村 旭村 三徳村 小鹿村 西郷村 上井町 東郷村 松崎村 花見村 舍人村 長瀬村 淺津村 橋津村 宇野村 泊村

倉吉町 同

東伯郡倉吉町大字倉吉

東伯郡倉吉町

八橋地區同

東伯郡八橋町大字八橋

東伯郡の中 大誠村 由良町 榮村 浦安町 下郷村 上郷村

西部地區同

米子市 同

米子市

米子市 同

米子市 同

米子市

境町 同

西伯郡境町

西伯郡境町

溝田地區同

日野郡溝田町大字溝田

日野郡の内 二部村 神奈川村 江尾町 米澤村 溝田町 日光村

鳥取縣告示第二十六號

左の通り警部及警部補並に巡查部長派出所を設置し昭和二十三年一月三十一日より施行する。
昭和二十二年九月二十六日鳥取縣告示第四百二十號は本告示施行の日よりこれを廢止する。

昭和二十三年一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、警部派出所 西伯郡境町

二、警部補派出所 八頭郡智頭町大字智頭

三、巡查部長派出所 八頭郡若櫻町大字若櫻

西伯郡御來屋町

鳥取縣告示第二十七號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十三年一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

Table with columns for names, positions, and dates. Includes names like 細川 武, 戸田 利昭, 松浦 武久, etc.

Table of names and positions. Includes names like 新石 忠義, 黒岩 忠臣, 岡本 賀信, etc.

Table of names and positions. Includes names like 田中 秀雄, 松本 壽巳, 石田 延好, etc.

00729

前田 忠夫	増 設	同	八、一六
齊尾 旭	齊尾 達信	同	一、一
山崎 英義	松村榮十郎	同	同
伊藤 正夫	伊藤 卯八	同	同
端詰 富吉	岩本 定行	同	八、一三
松井 正義	清水 幸一	同	同
落合 松野	磯山 亨	同	同
西方 正則	永見 春一	同	同
米田 伸宏	米田 隆	同	一〇、一六
石賀 宗義	増 設	同上鴨村	一一、一八
涌嶋 仁	松本 主税	同中北條村	一二、一
渡邊 辨治	増 設	西伯郡長村	七、四
野坂 敏雄	小林 親天	同名和村	一二、五
山本 玲二	野口榮太郎	同大山村	九
渡邊 國爲	牧 譽雄	同	同
井田 哲雄	木村 満照	同富益村	同
篠田 一男	益田 一正	日野郡日光村	一、一
子藤 博司	井上 重信	同	一一、一一、一一八

◇鳥取縣告示第二十八號  
 昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により岩美郡浦富町長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年一月三十日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年一月三十日より  
 同 年二月五日まで

◇鳥取縣告示第二十九號  
 昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により西伯郡大高村農地委員委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年一月三十日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年一月三十一日より  
 同 年二月四日まで

00730

鳥取縣告示第三十號

そ菜の販賣價格の統制額中一部を物價廳長官において改訂になつたので昭和二十二年八月鳥取縣告示第三百七十六號(そ菜の販賣價格の統制額指定の件)中の一部を次のように改め昭和二十二年十二月十日からこれを適用する。

昭和二十三年一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

小賣業者販賣價格の統制額

品目	時期	甲地	乙地	丙地
だいこん	一月	九五	七五	五五
	二、三、十月	四〇	一、二〇	九〇
	四、五、七月	一、二〇	一、〇〇	八〇
	六月	一、一〇	八五	六五
	八、九月	一、六〇	一、四〇	一、一〇
	十一、十二月	八五	六五	四五
かぶ	一月	一、一〇	八五	六五
	二、三月	一、七〇	一、五〇	一、二〇

はくさい (結球したもの)  
 四、五、六、七 一、六〇 一、四〇 一、一〇  
 八、九、十月 九五 七五 五五  
 十一、十二月 一、四、五 二、四〇 二、一〇 一、六〇  
 二、三月 三、六〇 二、二五 一、七〇  
 八、九、十月 三、一〇 二、七〇 二、一〇  
 十一月 二、一〇 一、八〇 一、四〇  
 十二月 一、四、五、六、月一、一〇 八五 六五  
 二、三、八、九月一、六〇 一、四〇 一、一〇  
 七、十月 一、三〇 一、一〇 八五  
 十一、十二月 八五 六五 四五  
 十二月 一、五、十、一、二、月 二、六〇 二、二五 一、七〇  
 二、三、四月 三、一〇 二、七〇 二、一〇  
 八、九月 二、三〇 二、〇〇 一、五五  
 十月 二、九〇 二、五〇 一、八五

但しな類は三月二十一日から三月三十一日まででは四月の統制額を適用する。

